

## 第1回 動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会 議事録

【日時】：平成25年10月24日 10時～12時

【会場】：経済産業省別館 1031 共用会議室

【出席者】：（順不同・敬称略）

（委員）

打越 綾子（成城大学法学部教授）

上河原 献二（滋賀県立大学環境科学部教授）

木下 直之（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

倉重 祐二（新潟県立植物園副園長）

小宮 輝之 座長（前公益財団法人東京動物園協会常務理事）

長谷川 淳一（京都市北区区長）

米田 久美子（一般財団法人 自然環境研究センター研究主幹）

（講演者）

山本 茂行（日本動物園水族館協会会長）

邑田 仁（日本植物園協会前会長）

（環境省）

環境省顧問 南川 秀樹

大臣官房審議官 奥主 喜美

自然環境局総務課長 江口 博行

自然環境局野生生物課長 中島 慶二

動物愛護管理室長 田邊 仁

【配布資料】

資料1：動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会の設置について

資料2：日本の動物園・水族館・昆虫館・植物園の数及び動物園等に関する法律

資料3：環境省における生息域外保全に係るこれまでの取組

別添資料：1 動物園水族館法制定について（要望）

2 動物園水族館をいのちの博物館に

○審議官挨拶

○中島野生生物課長より 検討会設置の趣旨の説明（資料1）

○座長の選出 全員一致で小宮座長を選出

小宮座長

私が勤めた始めた 40 数年前の多摩動物公園では、クロトキでトキの人工飼育の準備を始めていた。その頃は、域外保全という言葉は無かったが、今から思えば既に域外保全活動が始まっていた。これはトキを救いたいという動物園の自主的な取組で、法的根拠があつて始めたことではなかった。これからの動植物園等ではこうした公的機能が重要さを増すと思うが、こうしたことに効率的に対応するためには是非とも公的基盤が必要だと感じていた。この検討会で公的基盤整備の方向性が打ち出せるよう、有意義な議論を進めていきたい。

○事務局より動植物園の現状について説明

- ・資料 2「日本の動物園・水族館・昆虫館・植物園の数及び動植物園等に関する法律」について
- ・資料 3「環境省における生息域外保全に係わるこれまでの取組」について

米田委員

「博物館」と「博物館相当施設」の違いは何か。

事務局（坂本）

登録の仕組みが違う。登録博物館には学芸員の配置義務があるが相当施設にはない。また登録博物館では国からの財政的支援を出来る規定になっているが、動植物園は対象ではなく実質的に差はほとんどない。

米田委員

今の動物園・植物園の多くは相当施設だが、それによるメリットは何か。

事務局（坂本）

国や都道府県なりから社会教育施設としてのお墨付きを得ることがメリットだと聞いている。

奥主審議官

博物館は、その歴史・芸術・民族とか一般調査を通して研究レクリエーションのような

必要な事業を行うが、登録博物館とそれよりも少し規制や登録条件の緩い博物館相当施設との2種類がある。メリットは、これからいろいろと整理していかなければならないが、登録博物館であれば公立の施設制度の補助の対象になったり、あるいは私立であれば税制上の優遇措置が受けられるというようなメリットはある。ただ、実際問題として、公立の施設制度の補助金が動植物園にまわっていないのが現実である。

#### ○ヒアリング①

山本茂行会長（日本動物園水族館協会）

別添資料：1 動物園水族館法制定について（要望）

##### 2 動物園水族館をいのちの博物館に

###### （日動水の現状）

・日本動物園水族館協会には、6月1日現在で動物園 86、水族館 63、全部で 149 の動物園・水族館が加盟している。唯一日本での動物園事業・水族館事業を推進している団体でもある。

・日本の動物園の入園者数は、1974年から2011年までの約38年間に年平均で7,500万人ほど、一番多かったときは1991年の9,689万人だが、その後はだんだん減っていて現在も減少傾向が続いている。加盟園館も一番多かった時は、動物園が1998年の96園、水族館は2004年に71館だったが、年々減っていて厳しい。

・現在でも7,500万人が来るということは、国民の2人に1人が動物園水族館を訪れることである。国民が動物園水族館に求めているのは、動物や水族などに対する知的な探求や好奇心、家族サービス、観光など。動物園水族館の持っている様々な知的な技術や財産がいろんな形で利用、応用されている。

###### （日動水の役割）

・従来、研究者や学者にとって、動物園はレジャー施設であって、科学する場ではないという考え方があったが、現在、動物園は、動物学に限らず様々な形で学際的研究や知的財産との繋がりを持ち、教育・普及啓発にも関わっている。

・今、動物園にとって1番大きな課題は「生物多様性保全」で、地球全体の大きな課題でもある。日本では、飼育下で繁殖させて野生下に返していく域外保全の役割が非常に大きなものになってきているが、これを担えるのは動物園水族館の他にはない。しかし、動物園がこれからそのような役割を将来持続的に担っていくことが担保されているかは大きな問題。

・日本動物園水族館協会は、1939年に任意団体として発足し、1965年に文部省所管の社団法人となった。その時の加盟館数は88園館である。1971年にIUCNに加盟。1988年には種の保存法の事業展開を開始した。同年に秋篠宮殿下を協会に推戴し、1993年には現在の世界動物園水族館協会に加盟し、日本の動物園水族館の発展のために協会を作り上げて

きた。そして昨年4月1日に公益社団法人に移行した。

・これまでは社団法人として動物園水族館協会加盟園館に対する事業が主な目的だったが、公益社団法人化に伴い、不特定多数の人も含めた公益性が問われる法人に代わった。私は、動物園水族館協会非加盟の日本の動物園施設についても、施設のあり方、動物の飼い方、事業の進め方、そういったものを考慮した仕事をしていかななくてはならない、と考えている。

・従来、日本動物園水族館協会では種の保存事業に取組み、約150種類の希少種の登録と持続的な保存に取り組んできた。それは、主に、動物園や水族館で飼育展示する種をいかに維持するかが課題であった。それには日本の動物園のみならず世界の動物園と一緒に飼育下繁殖した動物をお互いにシェアしながら動物飼育展示個体を維持するということが必要で、世界的な技術の開発やシステムを作り上げてきた。この技術は、環境省が進める域外保全事業に大きく寄与できる。

・当協会の生物多様性委員会は、これまでの種の保存事業を動物園の飼育展示個体の維持だけではなく、もっと違う大きな意味のあるものにしていきたいと、公益社団法人化に伴い作り直した。世界に対する日本の動物園の戦略をつくりあげていくこと、環境省の施策の域外保全事業に我々はどこまで持続的に貢献できるのかの問い、その実現のための仕組みを作り上げてきた。

・動物園や水族館における公的な機能として、動物園や水族館はいろいろな形で動物の相談の窓口になったり、教育や普及活動も展開してきた。動物教育・環境教育や文科省の行っているESDの取組にも関わってきた。生命教育などもレクリエーションの一環として活用してきた。このような動物園や水族館は、国家の課題ともいえる国民の健康や福祉を増進する機関であると考えて良い。

#### (課題)

・私たちの置かれている現状は非常に厳しい。ほとんどの動物園が自治体立の動物園・水族館で民間の会社組織もある。地方自治体は、地方行政をやるところで、地方行政の市域のサービスとして税金を投入する。しかし、国が行うべき公的な生物多様性保全に、地方自治体の税金のみを持続的・継続的に使うことの合理的な説明は非常に難しい。自治体の長や会社の長のオーナーシップによって考え方が変わる可能性を秘めており、持続性・継続性が担保されていない。それを変えていかない限り、生物多様性保全戦略に基づく域外保全事業は実効的な形にならない。

・日本の動物園には飼育繁殖技術はあるものの、群れ動物も雄雌のペアで飼育している動物園が地方には多い。今や動物が高齢化し、限界集落のような状態にあるが、これを放置しておく、日本の動物園から動物が消えてしまう。それを放置しておいて良いのかという問題がある。

・私は、昨日までアメリカで開催された世界動物園水族館協会の総会に行ってきたが、総会では世界的な動物倫理福祉基準を考えると、「飼育」という言葉自体を使うのをやめ

ようという議論すら出てきている。動物に対して人が上から目線であることを問題視しようという意見である。

#### (種の保存)

・IUCN などでは、既にそれぞれの自治体や民間の動物園オーナーシップや市民のニーズだけで動物の飼育を考える時代ではないとした議論が出ている。具体的には、世界中の生物の存続の危機があり、この世界的な危機を防いでいくためには動物園や水族館の持っている施設と飼育下繁殖という技術を活用しなければ希少種の維持はできない。そうなれば、世界中の動物園の飼育スペース・飼育能力・キャパシティを考えて、市民のゾウが見たいという声に応えるのではなく、世界の動物園の施設、能力を希少種を維持していくために活用していかなければならないといった考えである。

#### (今後の展開)

・動物福祉、動物倫理の世界基準は高度化してきており、日本の動物園や水族館、非加盟の施設も含めて、今の状態をこれからも維持できるとは思えない。世界に対して日本はどのような姿勢をとっていかかが問われている。

・先進国の議論だけでなく、発展途上国のアフリカや東南アジアの人たちが現地の動物をみることができない中で、その国の生物多様性保全をどう進めていくか、教育普及をどう進めていくかということも国際貢献・支援の中で議論していかなければならないだろう。

・動物園や水族館のもつ飼育技術や教育普及啓発の力を国の政策として活用することも可能だが、動物園や水族館を巡る法体系はシステムチックになっていない。

・地方自治体の地方行政、地方行政サービスと国家的・世界的なニーズや必要性、課題、そういったものをどのように組み合わせて、調整をして実効的なものにしていくかを考えると、生物多様性保全を巡る動物園や水族館の法制度が必要になる。

・家畜に対しては農林水産省が、野生動物に対しては環境省が、文化財に関しては文科省とそれぞれが対応しているが、動物園動物はそれがない。動物園動物の中には世界の希少動物もいるし、日本の希少動物・固有動物もいる。生物多様性保全を維持して行く仕組みを取り入れた法制度支援システムを作らない限り、現状の動物園水族館への域外保全事業の依存は、実行性・継続性・安定性を保てない。様々な方面と調整しながら法制度を作っていく必要がある。

#### (動愛法における動物取扱業者について)

・動物園水族館の現場でそれなりに誇りを持って仕事をしている。

・動物愛護法の動物取扱業者として講習や研修の受講義務があるが、実際の講師は私たち動物園の人間がやっているように、私たちは研修を受ける側ではないという自負がある。

・動物園は、生物多様性保全事業を展開していく上で、域外保全の動物部門を日本で担え

る唯一の組織である。

- ・生物多様性保全の仕組みを作り、実行していくシステムが今の日本には必要。
- ・公共の福祉は国の仕事だが、この地球が、この環境がこれ以上悪化していったならば、人間の存続も危うまれる。これを救う唯一の手段が生物多様性保全ということ、我々が考えなくてはならない問題だ、という意識をこの国に作り上げることである。
- ・国家政策としての生物多様性保全を推進していく中で、域外保全は主要なカテゴリーの一つになってきた。それを日本固有の動物だけではなくて世界の希少な動物も含めてそれを考えて先進国としての役目を担わなければならない。この仕組みを、関係省庁や地方自治体として市民、世界の様々な動きをしっかりと踏まえ、現状の博物館法や文化財保護法、種の保存法などと調整するとともに、植物園協会や関係団体との調整をしておくことが必要。
- ・動物園水族館の公的な役割が益々増していく時代の中にあって、その役割を有効に推進していくための整備を是非進めて欲しい。

#### 打越委員

・動植物園は、環境政策・自然保護政策なのか、科学技術政策なのか教育政策なのか、あるいは観光・レクリエーションのための政策なのか、あるいはその公共事業施設管理の、国交省とかの土木セクションに関わる政策なのか、それとも公衆衛生の政策なのかということ、を真正面から議論してこなかったために、動物園の位置づけが定まっていないところが、いまの動物園が置かれている苦境の1つの理由と思う。

・動物園の組織や法律の所管の体系も非常に複雑である。例えば自治体の動植物園があったとしてもそれが教育委員会の教育長に話を持っていかなくてはならないとき、土木公園セクションに持っていかなくてはならないとき、環境保全のセクションに持っていかなくてはならないとき、公衆衛生の方でも自治体の方でも組織の所管の体系が縦割りの中で、それら全てに対し相手をしていかなくてはならないというところに動物園植物園の辛さがあるかと思う。

・動愛法で研修を受ける側にあるのではなくて縛りを外してほしいという願いがあったが、動愛法改正時の時にも、劣悪な動物園がある限りその規制からはずしてもらえなかったり、鳥インフルエンザからの感染症から守ってもらえるような仕組みがなかったり、オーナーシップによっては非常に辛い立場であって、動物園水族館法で一本化して欲しいという気持ちかと思う。

日動水としては、最終的には細かい法律の規制を外して、動物園に関しては、動物園水族館法で1本化した形で規制をまとめた実務で動くような法律にして欲しいということか、それとも他の法律や所管の縦わりの中にあってもそれぞれの法律にも趣旨があるので仕方がないが、全ての動物園のステータスやいろんな予算を追及していく時の論拠となるような理論武装の本拠という意味でこの動物園水族館法が欲しいのか。

以上、政策の位置づけ、所管の位置づけ、動物園水族館法を擬人法、根拠やステータスの中の法律なのか、最終的には実務的に1本化した法律として欲しいのかということにつ

いて伺いたい。

山本会長

130年という日本の動物園の歴史があって、動物園の機能や目的、それも運用の仕方は千差万別な中で、位置づけ的なもの・所管的なものを1から全部作り直すということは不可能だと思う。今必要なのは、法的な位置づけを1本化するのではなくて、現状の政策・所管の位置づけ、実際の動物園や水族館の内容、役割、持っている力をどこに使うのかという根拠を明確にするのが問題。

私は、それは生物多様性保全に貢献することだというように思う。それを有効に実現するため内容的なものを考えていくなれば、生物多様性保全をどう進めていくかということに対しての動物園に関する法がない。動物園を巡っては、所管が違っていたり、法律のダメな仕組みの中で違いがあったり、政策的なちがいがあったりという実態があるが、法を1つの動物園水族館がやるべき社会的な役割として明確に位置づけをすることによって、生物多様性保全に貢献することだという方向に収斂されていくようなものを作り上げて欲しい。

木下委員

私は日動水の広報戦略委員という形で、ここ数年手伝っているが、山本会長の話のように、生物多様性保全というのが、これまでの動物園や水族館を踏まえた上で、現在の非常に大きな目標となっている。現状の法律では、種の保存法に近い内容にあたるのか、それとも現行の法律ではそういった考えが欠落しているのか。

中島野生生物課長

種の保存法の中で国内希少種として指定された生き物は対象になっているが、国内希少種になっていないと関係がない。しかし、関係あるとすれば種の保存法が1番近い。

木下委員

原則的には域内保全だが、動物園は必然的に域外保全になる。その役割を知れば、法律を作るかどうかは別としても、動物園が目指す目標として、共有していくことが今の切実な問題だ。

山本会長（日本動物園水族館協会）

その通りです。今、世界中に希少種をどう動物園や水族館に配置し、活用しながらそのキャパシティを踏まえ希少種個体を維持していくか考えていく事と、動物園水族館の運営経営というものがかならずしも一致しない。

希少種・絶滅しそうな種は地味なものも多く、域外保全に取り組んでいてもお客さんが増えないという問題が出てきた場合、運営の仕方にオーナーシップが働き、お客さんが来

ないような動物園というようなものに対して投資ができなくなってしまう。

これからの動物園の将来を考えた場合に、日本・世界の生物多様性保全というものを考えた場合、動物園や水族館はその希少種の域外保全を担うだけではなくて、その動物園で動物を飼う事によって生物多様性保全の必要性を具体的に求める場として非常に重要になってくるが、今はそういう必要性の根拠が、どこにも位置づけられていない。所管が色々で、土木では必要ない、観光では必要ないという話になってしまっているのが現状。しかし、それだと縦割りの行政の中で、いろいろ言っている間に希少動物がいなくなってしまう日が目前に迫っている。どれだけ日本が早く歯止めをかけられるか、日本の動物園や水族館の持っている力をどのように活用できるかと考えていかないといけない。

#### 倉重委員

植物園協会も全く同じ状況だが、懸念する部分もある。植物園や水族館といっても、設置主体とか設置目的は様々だ。動植物園の統一的な保全に関する法律が施行されると、協会の中が2極化してしまうのではないかと懸念する。それは植物園協会の保全事業に実際に関与しているのは110園のうち20とか30園くらいであり、協会としてそれを推進した時、多くの園は、「趣旨は分かるが実際は自園では無理だろう」というような問題が出てくると思う。動物園協会がこの要望を出したというのは、動水協全体としても今後このような保全事業を域外保全の1つとしてやっていかななくてはいけないという意向だと理解でよいか。

#### 山本会長（日本動物園水族館協会）

域外保全1本でいこうとはなっていない。動物園には様々な視点や問題がある。動物園には若い家族も来て、動物園で癒されたり、面白いと思ったり学んだりというように、全ての動物園が持っている機能が必要だと思う。しかし、今のままでいくと動物園が動物園としていなくなるという危機感がある。

世界中の動物園の動物をシェアし合うというのが世界の動物園の動きである。海外の動物園は繁殖種と繁殖率を確保している。なぜそれが可能かというと、ドネーションを集めて、私たちがこういう仕事をするという約束をし、集まった結果に対して、お金を下さった方々に、しっかりと説明するというような循環がヨーロッパやアメリカにはある。日本の動物園や水族館は、どちらかといったらオーナーシップの中で動いていて、動物の檻の中に雄1頭雌1頭入れておけばいいだろうとやっていて、死んでしまったらおしまい。実は日本の動物園はそういう一歩手前にある。日本の動物園が保持している種の数、飼育している数はそれなりにはあるが、高齢化した個体しかいないという現状である。これが数年続いたら、次に来るのは限界集落化。そうなってくると今までのようにやりたくても動物園は運営できなくなる。そのシミュレーションを主体として、これからどうやるかを考えて議論をしてきた。生物多様性保全と域外保全というものの重要性を考えて進もうということで一応協会の総論としての合意はある。



小宮座長

植物園の話が出たので邑田先生に植物園のお話をいただき、合わせて全体でまた意見を伺いたい。

○ヒアリング②

邑田前会長（日本植物園協会前会長）

（植物園協会について）

- ・日動水の方で先に話があったが、その現状分析に関しては植物園もほとんど同じ。
- ・植物園協会は日動水よりも少し遅れて発足した。植物園は戦争でひどくやられ職員の生活も困るような状態なため、職員は園内で自分たちの食べ物を作り園長がそれを認めていた。しかし、これではいけないと、本来の植物園の姿に戻そうとしたのが植物園協会の発足だったと聞いている。植物園の園長は教授級であり、ステータスをあげることを当初からの目的として、園芸家と一緒にになって原案を作った。実際の発足は兵庫県の宝塚植物園で行われた。
- ・宝塚の植物園というのは今の宝塚歌劇団と一体になった大きな文化施設の一部を成して、宝塚の動物園と植物園と遊園地と歌劇団が一体となった構想の中で運営されていた。しかし、阪神淡路大震災で動物園が大きな被害を受けて閉鎖した。動物園の閉鎖に付随して植物園の経営がなりたなくなり、だんだん活動が縮小してきた。経営していた阪急は、より一層一般にアピールする形で運営しようと、イギリスの造園設計家を呼んでイングリッシュガーデンの形に作り替えたが、それでも経営は改善せず、12月に閉園し更地にして開発する計画になっている。地元では、何とか今のイングリッシュガーデンだけでも市の公共施設として公園機能、あるいは植物園としての役割を残して欲しいと活動をしているが、これは植物園の現状をよく物語っているように思う。
- ・植物園協会は現在 110 園程度の植物園の加盟がある。当初、植物園のステータスの向上を目的にしていたため、入会に厳しい基準を設けていた。全体の植物は何百種千種以上だとか、面積がどのくらいとか、活動内容とか、制約を設けてきたので従来はその程度の植物園の加盟しか得られなかった。しかし、実際には植物園に相当するような施設が全国にたくさんあることは確かで、公益社団法人化にあたって、いまのままで経済的にやっていけないこともあり、基準を少し緩め、植物を扱っている業者であっても植物園事業の推進のために活動をされているのであれば、会員になれるという方向を目指している。
- ・法制化をどういう形で望んでいるのかという話があったが、植物園協会としては是非どうしたいかのように言えるかどうかは難しい。植物園協会の中には、プライベートな植物園のほか、公共団体が運営しているもの、大学附属の主に研究をやっている植物園、さらに薬用植物園と4つの分野があって、これらが一体となって活動してきた。
- ・今、絶滅危惧植物の保全に取り組んでいるのは 20 園もないかもしれないが、バブル直前には東武デパートで世界の珍しい植物、つまり絶滅危惧植物を扱った大きな展示会をや

っていた。当時はよみうりランド植物園や熱川バナナワニ園のようなプライベートな植物園が非常に儲かっている、そういったところの運営で展示会が開催できた。こうした保全をやっていないが我々をサポートしてくれるような植物園が基準から漏れてしまうと、植物園全体としての活動が、うまく続けて行けなくなるのではないかと心配している。植物園協会の中にも植物多様性委員会があって活発に活動しているが、執行部としては、そういう植物園だけがシンボルになって、それ以外の植物園が陰に隠れてしまうことが心配。

- ・植物園協会の多様性委員会に関わるものとして、植物園保全ネットワークを作っている。植物園の中で実際に植物園の保全の活動ができる植物園を地域毎に設けていて地域の植物を担当して保全するという植物園と、ある特定のグループを決めて保全する植物園の2種類の категорияがある。20園の植物園が参加して、それぞれの地域の団体と協調しながら生息域内保全と域外保全についての活動を進めようという議論を進めている。

- ・世界植物園保全戦略という基準が国際的に設けられており、2010年目標のひとつとして絶滅危惧種の中の何パーセントを生息域外保全するという目標があった。COP10の時には（政府が）目標達の国別達成度の報告をすることになっていたが、これに対して植物園協会が自分たちの植物園で持っている絶滅危惧植物の統計をとり、日本は実際には基準を超えているということを表明することができた、そういう活動実際に貢献してきた実績がある。

#### （国際協力）

- ・イギリスの植物園国際保護機構（BGCI）という非営利団体では、世界中の保全に対していろいろなコントリビューションしようということで、独自のお金を集めて中国地域や熱帯地域の保全をしている。この団体が、日本ではどんな活動が行われているのかを見たいとやってきて、国際交流活動のきっかけになった。もともとBGCIは個別の植物園に対応を求めているが、日本の植物園の中で個別に対応できるところがほとんどなく、特例として植物園協会が国内の取りまとめをして対応する形になった。

- ・BGCIに協力するにあたって、英語の交渉能力を持った人を植物園協会の事務局につけ、植物園協会が世界に発信できるよう求めたが、実現しなかった。もう1つは政府にアピールするのに外国人が関与していると非常に有利なので、手伝ってもらうことにした。植物園協会の会長とBGCIの代表が、国に対して世界的な動きに対応するために支援を求めた。博物館法を所管する文科省には、種の保全施策がないので、環境省に働きかけて、植物園で保全活動がもっと行い認められるようお願いした。BGCIを通じたことが、ある意味のきっかけとなったと実感している。

- ・この機会にお願いしたいことが2つある。1つはワシントン条約では、国際的に貴重な植物を国際間で移動させる際には必ず許可を取って証明を出さないと通過できないシステムになっている、研究対象となるような野生の生物では非常に難しい。手続が大変だが、その途中で枯れてしまう恐れがある。さらに、この手間のかかることを誰がやるか、我々は現地ではやりにくいので共同研究者に頼むが、余程のメリットがないとやってくれない

ため、持って帰りたい植物を採取できなかつたり持って帰れなかつたりするという非常に大きなデメリットがある。条約には、研究機関の登録があれば、研究機関同士であれば手続きが簡略化されることになっているが、日本では機関登録の規定が定められておらず、実際には適用されない。

- ・もう 1 つは、ABS に関する国内法制定について、本来は経済的目的の違法なものを移動することを規制するものだが、研究機関に対する特例を考慮してほしい。研究機関登録の仕組みがあれば、世界に対して日本は国際的に多様性保護について考慮している、研究を推進しているというアピールができる。たとえば、ワシントン条約の登録研究機関であれば ABS の特例を受けられるようにアピールすることができるのではないだろうか。
- ・今般議論している動植物園に関する法律ができ、基準を満たした施設が活動をしているので科学的な活動とか保全に関する活動が優遇されるようになれば、活動に非常に役立つ。
- ・ABS やワシントン条約では、輸入は経産省、植物養育は農水、保全は環境省というように担当がバラバラなので、話がなかなか進まない。新しい枠組みができ、問題が一元的に解決されれば非常に大きなメリットだ。

#### (課題)

- ・珍しいものを植物園に維持しても植物園自体が絶滅してしまえば無駄な事になる。主な原因はお金がないことだが、地方の行政に対してお金をかけても保全事業を推進するという発信を国からしてもらえると良い。
- ・その流れで問題なのは、指定管理者制度。従来、動物園や植物園の職員が植物を管理していたのが、数年おきに入札が行われて、それまで担当していた業者が別の業者に代わることがある。そうすると管理方式が変わって、これまでどの植物が大事であってそれをどう管理してきたかということが次の管理者にうまく伝わらない恐れがある。これを繰り返すとせっかく持っていた財産が骨抜きになってしまい、人を呼ぶのに綺麗な植物だけを配置するようになることが危惧される。
- ・従来の日本の保全というのは生息域内保全であって、現地にある植物をそこでありのままに保全するというのは本来の保全の姿と考えられている。生息域外保全は一時的な避難であって、どうしてもここでは維持できないので、植物園だったら維持できるので、チャンスがあればこれを現地に植え戻して現地の自然を回復させるという言い訳の中に域外保全が置かれている。しかし、それでは域外保全は弱い。生育に適した自然環境はどんどん縮小してしまい、域外保全で持っても戻せないものはどんどん増えていく。そういう現状なので、本来の生息域内と植物園などの生息域外というところに中間的な考えが必要。つまり自然には戻さないけれども、ずっとどこかで維持していくというような考え方を是非生息域外保全に取り込んでいただきたい。ここ数年行われた域外保全のあり方というものの検討の中では、不明確な形でしか盛り込まれなかった。
- ・ABS によって国際的に重要な植物が日本に持ち込めなくなったということを考えても、今植物園が持っている保全用の植物資源以外の、科学的・経済的な活動に使える植物資源

をできるだけ失わないように持っているということが、様々な利用に役立つ。植物園における保全の意義を幅広く強調することにより、植物園の価値を高め活用できるようになれば、研究ばかりでなく、生活、産業などあらゆる面で貢献することになるだろう。

#### 小宮座長

今の域外保全の性格の問題とか指定管理者の問題、あるいはワシントン条約等の強化の問題は動物園との共通の問題だと思うが、動物園のことも含めてもいいので、皆さんからのご意見を願います。

#### 打越委員

先程、動物園の役割は生物多様性保全に重点を置くべきだという話があったが、倉重委員からは協会の中が二極化するのではないかという指摘があった。動物園の協会に入っていない非加盟団体との距離感が出てきてしまい、扱いが難しいと感じた。それで邑田先生の話で、今度は生物多様性の保全は一部の園では良くやっているが、それが全体のことと位置づけられてしまうと、それ以外の園と一緒にやっていけなくなるのではないか、プレーキを掛けろとは言わないが、そこが厳しいところだと思う。

生物多様性保全は、本当に大切なことで、信念を注いでいくべきところだが、植物園の方が更に幅が広くピンキリが激しいのかなと思う。それを統一的にまとめていくことができるのか動物園と植物園で大きく違うと考えた。非加盟団体との距離感を少し伺えたらと思う。

#### 長谷川委員

動物園には4つあるいは5つの目的があると言われているが、それが並列なのかどうかといった見解に一致したものがない。レクリエーション施設だとか社会教育施設とか環境教育とか種の保存研究とかだが、法律の根拠としては目的意義をはっきりと出せば、設置側には非常に分かりやすくなる。

レクリエーションは必ずしも遊びや楽しみだけではなく、施設に行って来園者が良かったというだけでもいいと思ってやってきた。環境教育を行う施設であるが、一方で発信力が非常に低い。動物園というのはそういう施設であるということが法的にも社会に認知されれば自ずとレクリエーションとは違う目的が市民に浸透していくと思う。そうすれば日動水の会費などの問題も当局に理解されやすい。

一方では、法的な根拠に基づく何らかの財政的な補助や支援が欲しいのが通常だろうし、日動水の役割としても重要になってくるのではないかと考えていた。動物取扱業の登録について、山本会長がいうように、私たちはお金を出して研修に参加するが、行ったら私たちが講師になっているという矛盾は、根拠法がないといった社会的な位置づけが動物園水族館含めてあるのではないか。それは動物園が何をやっているかということが見えないことが問題だと感じている。

日動水への加盟、非加盟の園館の違いは、希少種保全活動が日常的に位置付けられているか否かという点。ただし、非加盟の団体であっても動物のやりとりは確かにされている。結局のところ、加盟・非加盟は設置者側の負担の問題である。額としてはたいしたことがないため、動物園・水族館の法的な位置づけがあれば、きちんとやっていけるものだと思う。法的な位置づけがしっかりあれば、予算のうえで、必ずしも悲観的ではないと考えている。

上河原委員

動植物園の法制度を包括的なものの考えが欠けているとの指摘だが、動植物園がこれまでいろいろな機能を発揮してきて、それに関する様々な法制度があるので、一度に議論するのは非常に難しい。山本会長の考えとも似ているが、今は保全に関するところが欠けているので、その位置づけを考えていくということが必要。いろんな関係者の理解を得ながらステップバイステップのやり方が現実的だ。新しい法制度を考える中で、法制度の中に基本方針を位置づけ、その中で総論的な考え方を述べることは可能だ。

山本会長（日本動物園水族館協会）

動物園に私たちが求めるものは、欠けているものだ。何が欠けているのかと言ったら、動物園は何をやっているところかということに対する法的根拠だ。遊びに来てもらってもいいし、レクリエーションというとレクリエーションであってもいいし、リ・クリエイションであってもいいと思うし、今までやっていることを否定するつもりはない。しかし、生物多様性保全を守ることが欠けている。動物園全体が世界で住んでいる様々な動物たち、そして数が減っていく家畜たち、そういうものを見せることを続けることが生物多様性保全である。いのちを繋ぐ動物園の存在と存続そのものが生物多様性保全と言える。

小宮座長

今日は日本動物園水族館協会と日本植物園協会の方から意見を聞くということで、どうまとめるということではない。今日の会議はこれで終了する。

事務局（坂本）

今回の検討会は11月28日に新宿御苑で開催する。新宿御苑は、植物多様性保全拠点園の一つにも位置付けられている。今回は、動物園、水族館、昆虫園、植物園の実際に運営されている方々から公的機能の現状や課題についてお話しいただく予定だが、詳細については改めて連絡する。

また第3回目は1月の下旬、4回目は2月の下旬を予定しているが、改めて事務局から日程調整の連絡をさせていただく。

（閉会）